

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第50号）  
の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに条例附則第3項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。